

令和元年 8 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年8月20日(火) 午前9時00分～9時25分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

2番	大原 眞路 (会長職務代理)	3番	三木 洋一
4番	川田 一博	5番	吉田 宏明
6番	山下 恭生	7番	松下 良夫
8番	井上 賀博	9番	岡野 孝文
10番	村井 孝彦	11番	中村 康男 (会長)
12番	藤本 俊彦	13番	宮本 賢一
14番	猪熊 幸雄	16番	穴吹 秀雄
17番	梶野 和幸	18番	大西 和男

欠席委員

1番	木下 得代	15番	國重 幸代
----	-------	-----	-------

傍聴推進委員

6番	中西 格	14番	濱崎 郷廣
----	------	-----	-------

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	飯尾 祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	4,284 4,291	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	39	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	588.66	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	780 79	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	18件	田 畑	26,204.08 8,079	m ² m ²
第7号議案	農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し	2件	田 畑	3,946	m ² m ²
第8号議案		件	田 畑		m ² m ²
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	7,019 3,075	m ² m ²
合 計		32件	田 畑	42,860.74 15,524	m ² m ²

令和元年 8 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 8 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 7 号議案まで、合計 28 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 16 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、1 番木下委員さん、15 番國重委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

早速ですが、議案の訂正があります。第 2 号議案 1 番、転用目的に「併せて利用する土地 565.28 m²」を記載してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。先日のお盆に来ました台風 10 号への備えが大変だったと思いますが、影響が思ったより少なくてほっとしております。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 7 番の松下委員さんと 3 番の三木委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、12 番の藤本委員さん、13 番の宮本委員さんと私で、8 月 19 日（月）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1216 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 計 3075 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が小作地の売買により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 2142 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が持分移転により 7 分の 5 の持分を譲り受けるものであります。

4 番、土地は 3 番に同じ。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が持分移転により 7 分の 1 の持分を譲り受けるものであります。

本日の案件 4 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状

況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件のうち、2番については猪熊委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

まず1番、3番、4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて2番について審議を行いますので、猪熊委員さんには退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

会長職務代理 2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 譲受人が、小作をしていたのですか。

書記 譲受人が、農地機構をはさんで小作をしていました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積39㎡。【議案読み上げ】

坂出第一高等学校の東側に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 申請地には、ブロック塀が建っており併用地と併せて貸駐車場として利用しています。申請者の父親が、昭和41年頃に建てたもので無断転用を解消するため。

農地の区分 都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、12番藤本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

藤本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積1,285㎡のうち0.33㎡、・・・、面積1,080㎡のうち0.33㎡合計2,365㎡のうち0.66㎡。【議案読み上げ】

1カ所目は、県道高松坂出線（161号線）と県道林田府中線（187号線）との交差点から北に約250m、市道前場線沿いに東へ約300mに位置。

2カ所目は、白峰中学校から南へ約350mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 営農型太陽光発電設備 用地

申請理由 3年前より太陽光発電設備を設置し、下部では稲作を行い、農地の有効利用と収入確保を行っています。平成28年10月31日付で一時転用許可を受けているもので、本申請はそれを継続するものである。

農地の区分 農用地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書の提出がある。発電設備の下部では水稻を栽培しており、栽培には影響がないとのことである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま藤本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
先ほどの1番につきましては、藤本委員さんのご説明どおりです。
2番、・・・、面積588㎡。【議案読み上げ】
JR八十八駅より西へ約500mに位置。
無断転用の有無 無
転用目的 太陽光発電設備 用地
申請理由 太陽光発電事業を拡大するため計画しました。
農地の区分 都市計画法により用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 1番について、営農型太陽光発電設備の面積について説明してください。

事務局次長 面積は、太陽光発電設備の支柱の面積になりまして、1本あたり0.01㎡が33本ありますので合計0.33㎡になります。

三木委員 収穫量については把握していますか。

事務局次長 毎年報告してもらう必要がありまして、1年目は予定の65%程でしたが、翌年は改善されて80%以上になっています。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。
続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。
なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、13番宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。
1番、・・・、面積780㎡、・・・、面積79㎡合計859㎡。【議案読み上げ】

黒岩天満宮の南、約 300mに位置します。

申請理由 申請地は、亡夫が平成の初めころまで耕作を行っていましたが、病気等により維持管理ができなくなり、20 年以上が経過して山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい、近隣耕作者からの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第 4 号議案「非農地証明願」1 番につきましては、宮本委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」1 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」18 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」18 件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が 6 件、更新が 6 件、再設定が 6 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 6 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 18 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」18 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」18 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 7 号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」2 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」2件についてご説明いたします。

本年6月の定例会で農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れについてご審議いただきましたが、この事業は、農地機構が農用地を買入れ、規模を拡大したい認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、利用集積に配慮して農地の売り渡しを行うものです。

現在までのところといたしまして、7月に農地機構へ所有権移転を行い、今月8日に林田町の1件は、梶野委員さん、神谷町の1件は穴吹委員さんの立会のもとで「利用調整会議」いわゆる売渡協議を開催したところまで進んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、来月初めに譲受人に所有権移転登記を行う予定となっております。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の売渡し」2件につきまして原案どおり承認し、香川県農地機構の指示に従って手続きを進めていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計3,250㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 計2,390㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 計3,075㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 計1,379㎡。【議案読み上げ】

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を
受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

※全体会議の開催について

※遊休農地の確認について

会長職務代理 それでは、これもちまして8月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時25分終了

令和元年8月20日